令和８年（フ）第３３９号
盛岡市東中野町21番５号　ともくらの風・東中野101号
債務者　多田きよ子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３１４号
群馬県伊勢崎市長沼町2801番地３
債務者　五十嵐正英
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４９０号
埼玉県蕨市塚越６丁目30番４号　メゾン・パーク・アベニュー201号
債務者　郡司　麗菜
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８９号
さいたま市南区太田窪４丁目15番４号　303
債務者　羽鳥　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９０号
さいたま市南区太田窪４丁目15番４号　303
債務者　羽鳥　美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２１号
埼玉県朝霞市泉水３丁目１番45号　パストラル朝霞台203
債務者　本橋　信一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３２号
さいたま市岩槻区西町５丁目３番24号　関アパート２Ｆ
債務者　平野　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５６号
埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目263番地
Ａｓｔｉ参番館101
債務者　今井　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６８号
埼玉県戸田市美女木６丁目６番地の９　ベルベット201号室
債務者　柳田　　圭
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７０号
埼玉県北本市石戸７丁目105番地　メゾンブーケＡ一102、旧住所埼玉県北本市本町３丁目88番地５　コーエーコーポ201
債務者　矢部　　輝
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９４号
埼玉県上尾市大字原市3788番地１　（株）丸英内
債務者　奥田　　一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２４号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　４一402
債務者　小柳出航平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目４番地７　エクセレントハイム202、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目２番地４　ニューハウスエクセルＮｏ．１・210
債務者　長澤　君子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６３３号
埼玉県越谷市東大沢４丁目２番地17　シティハイツ越谷102
債務者　沼宮内滉介
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４７号
埼玉県越谷市蒲生茜町18番地５　シャンポール茜303
債務者　濱本江美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６２８号
埼玉県比企郡川島町大字伊草104番地１　アクト蔵屋敷105号室
債務者　佐久間智恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部